

【平成24年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成24年12月12日 総務委員長 かわの 忠正

○「議案第176号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第227号 川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 新中原図書館の開館時間延長に伴う他の図書館の開館時間の延長の可能性について

新中原図書館については、交通アクセスの良さ等の特長をいかす観点から、平日は午後9時まで開館時間の延長を行うものである。他の図書館の開館時間の延長については、今後の課題と考えている。

- * 新中原図書館の設置による今後の小中学校との連携について

現在、各区の地区図書館及び分館において、小中学校へ団体貸出、図書館見学、図書館を利用した学習、職業体験等が行われている。新中原図書館では、読書と学習両面で学校支援用の資料を積極的に収集し、地区図書館等への資料・情報のバックアップを行い、より充実したサービスの提供を目指していきたいと考えている。また、今後、全市的な図書館と小中学校との連携会議の開催や学校教育と公共図書館がより充実、発展するためのサービスの研究、研修や情報交換等を行い、小中学校との連携を更に強化していきたいと考えている。

- * 新中原図書館の返却ポストの設置場所について

返却ポストについては、5階の図書館入口付近と1階の総合案内板付近に設置する予定である。返却ポストは図書館閉館時の利用とし、特に1階の返却ポストについては、深夜や早朝にも利用可能とする予定である。

- * 川崎図書館の返却ポストの1階への設置について

現在、川崎図書館の返却ポストは、建物4階の図書館付近に設置されているが、建物の管理運営上、1階への設置が困難と考えている。JR川崎駅とのアクセス等が検討されていることを踏まえ、今後の検討課題としたい。

《意見》

- * 市民への平等性やニーズを考慮し、中原図書館以外の他の図書館の開館時間の延長についても検討してほしい。

- * JR川崎駅については、今後北口自由通路及び改札口の設置が予定されており、利用者の増加が見込まれることから、川崎図書館の返却ポストについても1階での設置を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第228号 生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理者制度の導入によるサービス向上について

指定管理者の提案として、生田緑地内の2つ以上の施設を利用した場合は駐車場の利用が2時間からの無料券の発行、動植物についての専門知識を持った協働コーディネーターの配置、またGIS（地理情報システム）や携帯フォトシステムを利用したデータベース化による情報管理等が示されており、更なるサービスの向上が見込まれる。また、指定管理に当たって、管理運営に係る人数は現行の配置人数は最低限必要であるとするとともに、現在雇用されているスタッフの再雇用についても配慮すると伺っており、指定管理者への移行によるサービスの低下の可能性はないものと考えている。

* GISや携帯フォトシステムについて

GISにより、生田緑地の植生等に関する情報や、正確な位置情報などを反映した地図情報の作成及び管理が可能となる。また、携帯フォトシステムによりGPS機能付き携帯電話で撮影した写真を地図情報と連動させて管理することが可能となる。これらによって、よりきめ細かな管理が期待できる。

* 指定管理者制度による複数施設の横断的運営管理体制に関する他都市の事例について

山梨県において、県立美術館、県立文学館、芸術の森公園を一体的に管理している事例がある。

* 指定管理者の応募状況及び辞退の理由について

応募団体は3団体であったが、1団体が辞退した。辞退の理由としては、川崎国際生田緑地ゴルフ場の指定管理業務を合わせて行うことを希望していたが、ゴルフ場で選定されなかったため、辞退したと聞いている。

* 日本民家園に関する指定管理による運営内容について

日本民家園においては、受付・案内業務、清掃業務や警備業務等の維持管理に関する部分を指定管理者が行うものであり、園長や学芸員についてはこれまでどおり直営で行うこととなる。今後も、ボランティア団体とも連携を図り、運営していく予定である。

* 施設管理運営に当たっての指定管理者と市民団体等との連携について

生田緑地内においては、植生管理協議会や、管理運営協議会に所属する団体など多様な主体が活動しており、今後、マネジメント会議を設置し、生田緑地に関する管理運営に当たり、市民団体等、指定管理者、市がきめ細かい調整、協議等を行っていく予定である。

* 指定管理者と市民団体等の間に立つ調整機能を持った市の組織の設置について

今後、マネジメント会議の設置とともに、調整機能を持った市の組織の設置を検討している。

* 横断的な管理運営体制に当たっての円滑な業務移行について

現在はマネジメント会議を立ち上げるための準備会を設置している段階であ

るが、市のさまざまな関連部署が参加している状態である。今後、その体制がマネジメント会議にも引き継がれる予定であるため、今後設置が検討されている窓口部署の形態にかかわらず、横断的な管理運営及び円滑な業務移行が期待できると認識している。

*** 指定管理者への指導・監督方法、評価方法及び指定管理者が市の指導に従わない場合の対応について**

基本的には日常業務の中で、随時、指導・監督していく。また、毎月あるいは四半期ごとにモニタリング等を実施し、年1回、外部の専門家を交え評価を行っていく予定である。管理に関する評価を行うに当たっては、利用者数に限らず、市民との協働の取組や、施設の管理状況、情報発信等を考慮し、総合的に評価する予定である。仮に、要求水準に達していない場合には、改善等の指導を行い、それでも改善が行われない場合は、指定管理料の減額や指定の取り消しを行うこともあり得る。

*** 市内業者の活用について**

指定管理の趣旨としては、市民サービスの向上及び管理運営の効率化を図ることを目的としているため、市内業者のみを対象とすることは困難であるが、指定管理の募集要項に、第三者に業務委託をする場合は、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、可能な限り市内業者を活用するように明記している。

《意見》

* 指定管理者に管理運営を移行するに当たり、市民意見の集約等を行い、サービス低下につながらぬよう、市が今後も責任を持ってマネジメントしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第229号 当せん金付証票発売の限度額について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第231号 はるひ野小中学校校舎増築工事請負契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第255号 平成24年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決